

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	門司植物防疫所福岡支所種苗・国内及び旅客検疫担当
部署の業務内容	輸出入される植物等の検疫、種馬鈴しょ等の国内検疫

項 目			対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
基本的 な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	常日頃職員に対し接遇及び迅速丁寧な事務処理を行うよう指示しており、外部からの苦情はない。また、植物検疫協会を含む事業者と意見交換を定期的に行うことを計画しており、これによりより適切で誠実な対応が行える。職場内でも定期的に打合せを行い、職員が検疫検査実施時に感じた疑問、問題点等について意見交換を行い、行政サービスの維持に努めている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、 要請等 への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	事業者あるいは一般国民から植物検疫等について相談、要請等があった場合、植物防疫関係法令等に照らし合わせ、もっともよいと思われる方法、具体的な手続等を指導している。組織メールに寄せられる質問、要望等に対しては迅速かつ丁寧に対応している。また、支所では判断できない問題については全国的な問題である可能性を踏まえ、本所へ相談し、判断を仰いでいる。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	○	
	政策の 目的・ 効果に 関する 説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	規則改正等等については、掲示等により周知するとともに、大きな変更がある場合には、説明会を開催して周知を図っている。また、見学希望者及び関係機関等で実施されるイベントにおいて、業務の説明、施策の呼びかけ等を実施している。 台湾向けナシ生果実の輸出の際には、輸出担当者に対して説明会を毎年開催し、意見等についても聴取している。 苦情、不満がないことから適切に行われていると判断する。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	○	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振 興と消 費者の 利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	植物防疫法の目的が農業生産の安全と助長であるため、病害虫の侵入、まん延を防止することが植物防疫所のあるべき姿と考えるが、この目的に対し、事業者は消毒等のコストが問題になるであろうし、消費者は外国から自由に植物を輸入できない等利益が一致するものではない、と考える。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項 目			対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
食の安全業務 についての点 検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	検査の結果害虫等が付着していた場合、くん蒸消毒処理を行う必要がある。適正な消毒を行うよう事業者等に指示している。また、消毒時には使用薬剤の種類、薬量、時間等をチェックし、適切に処理されているかを確認している。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	残留農薬基準のポジティブリスト化に伴い、くん蒸時間を厳守している。また、必要以上の避けるために、正確な同定に心掛けている。 くん蒸剤の使用に当たっては、輸入植物検疫規程等に定められた基準を遵守している。 くん蒸時間、回数等の遵守の確認が国民の健康を守ることに繋がると考える。なお、事業者からは流通の阻害にならないことが常に望まれるが、適切な検疫措置のためには関係荷口を留め置かなければならない場合もある。 輸入植物検疫規程等に定められた基準を遵守している。また、当該業務には生物学的な知識、知見が必要になるので、それら両知見を総合して解決に臨んでいる。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	×	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	×	植物検疫では病害虫が発見された場合にくん蒸するが、その条件も規程等に定められた基準に沿って適切に行っているので、食の安全は確保されていると考える。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			
	(福岡支所に対する意見は寄せられていない。)		